

# 6月定例会の おもな案件

## 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定

地方自治法の一部改正により、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、条例において、賠償の限度額を定め、損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。これにより、基準給与年額（地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与）に次の区分ごとに定める数を乗じた金額を損害賠償額とし、それを超える部分を免責とする条例を新たに制定するものです。

- (1) 市長 6（給与6年分）
  - (2) 副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員 4（給与4年分）
  - (3) 公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、消防長 2（給与2年分）
  - (4) 職員 1（給与1年分）
- 令和2年7月1日から施行

## 多治見市税条例の一部を改正（議第66号）

地方税法の一部改正により、次のとおり必要な改正を行うものです。

- (1) 市民税の非課税措置について、

- (2) 寡夫を非課税の対象から除き、ひとり親を非課税の対象に追加する
- (3) 市民税の所得控除について、ひとり親控除を追加するなど必要な措置を行う
- (4) 登記または補充課税台帳に所有者として登記、または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする

- (5) たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法については、令和2年10月1日から、および令和3年10月1日からの2段階で見直しを行う
- (6) 延滞金の割合等の特例等について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正による規定の整備を行う
- (7) 長期譲渡所得による個人の市民税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得による課税の特例を創設する
- (8) 法人の市民税の申告納付等について、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする

- (9) 法人の市民税の申告納付等について、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする

- (10) ことに伴い規定の整理等を行う
- (11) 令和3年1月1日から施行
- (12) 公布の日から施行
- (13) 公布の日から施行
- (14) 令和2年10月1日および令和3年10月1日から施行
- (15) 土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (16) 令和4年4月1日から施行

## 多治見市税条例の一部を改正（議第67号）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、生産性革命の実現に向けた中小事業者等の設備投資による固定資産税の課税標準の特例措置を、次のとおり条例に規定するものです。

- (1) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資による固定資産税の課税標準の特例割合を「0」にする
- (2) 軽自動車税の環境性能割の臨時の軽減の適用期限を令和3年3月31日まで延長する
- (3) 新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例による手続等について、地方税法において条例に委任している事項を定める
- (4) 一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち、条例に定めるものを一定の期間内にした場合に、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定を適用する
- (5) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合

- (17) ことに伴い規定の整理等を行う
- (18) 令和3年1月1日から施行
- (19) 公布の日から施行
- (20) 公布の日から施行
- (21) 令和3年1月1日から施行

## 多治見市手数料条例の一部を改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードの再交付手数料を廃止するものです。公布の日から施行

## 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正

多治見市母子・父子福祉センターならびに多治見市在宅老人デイサービスセンター、多治見市滝呂在宅老人デイサービスセンターおよび多治見市南郷在宅老人デイサービスセンターを廃止するため、次の条例の一部を改正するものです。

- (1) 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (2) 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例
- (3) 多治見市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
- 母子・父子福祉センターの廃止
- 令和3年4月1日から施行
- デイサービスセンターの廃止
- 公布の日から施行

## 多治見市介護保険条例の一部を改正

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の第1段階から第3段階までの保険料年額の軽減措置を次のとおり変更するものです。

- ひとり親・要保護・準要保護世帯の子へ図書カード1万円支給費 1千560万円
- 児童扶養手当受給者、要保護および準要保護世帯の子に対し、学習を支援するための図書カード（1万円）を支給するための需用費などを追加するものです。
- 小学校ICT整備事業費 3千521万7千円
- 中学校ICT整備事業費 2千378万2千円
- 全小中学校の普通教室に設置予定の65インチ可動式大型提示装置などの備品購入費などを増額するものです。
- 小学校GIGAスクール構想推進事業費 6億1千237万7千円
- 無線LANの整備が完了している池田および滝呂小学校を除く、11小学校の無線LANの構築による工事請負費を追加するものです。また、全13小学校における4年生から6年生向けの児童用学習端末の配備に伴う委託料を追加するものです。
- 中学校GIGAスクール構想推進事業費 4億977万8千円
- 無線LANの整備が完了している陶都および多治見中学校を除く、6中学校の無線LANの構築による工事請負費などを追加するものです。また、全8中学校における全学年向けの生徒用学習端末の配備に伴う委託料を追加するものです。

変更するものです。

	軽減後 (割合)	軽減前 (割合)
第1段階	21,420円 (0.3)	26,770円 (0.375)
第2段階	35,700円 (0.5)	41,050円 (0.575)
第3段階	49,980円 (0.7)	51,760円 (0.725)

公布の日から施行  
(令和2年度の保険料から適用)

## 令和2年度一般会計補正予算（第3号）を可決

多治見市一般会計歳入歳出予算の総額に12億8千582万2千円を増額し、54.5億5千714万円とするものです。おもな事業内容は、次のとおりです。

- 交通安全啓発費 284万7千円
- 75歳以上の市民を対象とした、後付け急発進等抑制装置を設置するための補助金を増額するものです。
- 生活困窮者自立支援事業費 1千万円
- 新型コロナウイルス感染症の影響による

る、生活困窮者向けの一人当たり10万円の自立支援特別給付金の支給に伴う扶助費を追加するものです。

## 母子保健事業推進費 314万1千円

新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっている乳幼児集団健診を多治見市医師会および歯科医師会の個別健診に変更することにより、委託料などを増額するものです。また、保健センターへの来所や電話相談に代わり、タブレット端末を活用した妊産婦および乳幼児向けの個別相談、健康教育を実施するための備品購入費などを追加するものです。タブレット端末を使い、テレビ通話や動画配信などを行います。

## 緊急経済対策関係費 7千710万4千円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による、次の経済対策についての委託料や補助金を増額するものです。
- ①事業者による解雇等の防止を目的とした雇用調整助成金の上乗せによる補助金の増額
- ②寄附金を活用した市内飲食店支援「200OFF大作戦」事業の委託料の増額
- ③TAJIMEALGOを活用した販売促進誘客拡充事業のウェブサイトを構築するための委託料の増額
- ④美濃焼の販売促進を目的とした市内小売店での美濃焼等購入費支援「美濃焼GO※」および通信販売サイトの構築

などのための委託料の増額

## ※美濃焼GO

- 市内小売店で1千円以上購入した場合、購入金額の最大40%（1千200円上限）を市が負担（値引き）
- 購入金額1千円以上↓400円を値引き
- 購入金額2千円以上↓800円を値引き
- 購入金額3千円以上↓1千200円（下限）を値引き
- ⑤たじみビジネスプランコンテストによる創業者への緊急支援補助制度創設による補助金の増額

## 災害対策用資機材等関係費 418万8千円

新型コロナウイルス感染症対策として、避難所用プライベートテント、非接触型体温計などを配備するために備品購入費などを追加するものです。



避難所用プライベートテント（イメージ）

## 事務局一般管理費 495万円

新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒用のアルコール消毒液の購入のための需用費を増額するものです。

### 6月定例会の会議状況

- 5月29日(金) 本会議(招集～提案説明、人事案件提案説明～表決)
- 6月5日(金) 本会議(追加議案提案説明、質疑～委員会付託)
- 9日(火) 総務常任委員会
- 10日(水) 経済建設常任委員会
- 11日(木) 厚生環境教育常任委員会
- 12日(金) 経済建設常任委員会(請願)
- 15日(月) 本庁舎建設に関する特別委員会
- 18日(木) 本会議(市政一般質問)
- 29日(月) 本会議(委員長報告～討論～表決、意見書提案説明～表決)

### 6月定例会の議決結果

項目	議案	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		山田徹	片山竜美	玉置真一	城處裕二	奥村孝宏	吉田企貴	佐藤信行	渡部昇	寺島芳枝	古庄修一	柴田雅也	松浦利実	若尾敏之	三輪寿子	若林正人	林美行	加藤元司	仙石三喜男	井上あけみ	石田浩司	嶋内九一
条例制定	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
条例改正	是正請求手続条例及び固定資産評価審査委員会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共栄地区住民福祉事業基金条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	税条例(議第66号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	税条例(議第67号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画税条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手数料条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	後期高齢者医療に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職員の特殊勤務手当に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	たじっこクラブの実施に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険条例及び国民健康保険条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補正予算	一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
人事	農業委員会委員の任命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	閉会中の継続審査の申し出(多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
請願	新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金特例措置の期間延長に関する意見書提出に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
意見書	新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金特例措置の期間延長を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注) ○:賛成 ×:反対 一:採決に参加できない 欠:欠席 退:採決時に退席



図書館本館の書籍消毒機(写真は一度に4冊殺菌できる書籍消毒機)

**図書館施設整備費 391万6千円**

新型コロナウイルス感染症対策として、一度に6冊を紫外線により殺菌できる書籍消毒機4台(図書館本館2台、笠原分館1台、子ども情報センター1台)を配備するため、備品購入費を追加するものです。

**学校給食管理運営費 7千157万2千円**

新型コロナウイルス感染症の影響により、授業日となった夏季休業期間中の公費による学校給食の無償化により、負担金を追加するものです。また、夏季期間中の学校給食提供環境を改善するためのスポットクーラーの設置や、給食配膳員へアイスバスタなどを貸与するための備品購入費などを増額するものです。

**多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の影響により、学校の夏季休業期間が短縮されました。これに伴い、令和2年度に限り、たじっこクラブの8月の利用負担金の額を、ほかの月と同額にするものです。

利用区分	利用負担金(1人につき) 令和2年8月	
	月額	日額
基本利用	3,500円	140円
延長利用	7,000円	280円

公布の日から施行

**多治見市介護保険条例及び国民健康保険条例の一部を改正**

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、介護保険料および国民健康保険料の減免申請期限について、それぞれ「市長が別に定める期限」と読み替えるほか、必要な改正を行うものです。

公布の日から施行

(令和元年度および2年度の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合)にあって)

は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの(令和2年1月以前の保険料を除く。)に限る。)について適用

**人事案件(敬称略)**

**農業委員会委員**

梶田 達行	池田町	(新任)
玉木 芳幸	姫町	(新任)
長江 あさみ	笠原町	(新任)
加納 洋一	笠原町	(新任)
市原 勝美	大藪町	(新任)
日比野 敏夫	美坂町	(新任)
山内 晃三	錦町	(新任)
河地 友次	諏訪町	(新任)
久野 孝好	宝町	(新任)
若尾 茂	根本町	(再任)
富田 良一	笠原町	(新任)
若尾 武彦	根本町	(新任)
坂崎 寛治	大原町	(再任)
鈴木 隆	大針町	(新任)
伊藤 明石	小泉町	(再任)
右高 一朋	喜多町	(新任)
東 一二美	東栄町	(再任)

任期は、令和2年7月20日から  
令和5年7月19日まで

行われましたが、6月15日の同委員会の審査において、

- 執行部において、新本庁舎建設基本構想のパブリック・コメント期限が7月1日であり、終了していない
- 議会において、市民との対話する場を現段階では実施することができていないとの理由から、閉会中も継続して慎重に審査する必要があるため、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行う旨の動議があり、全員一致で可決しました。
- その後、6月29日の本会議において、本庁舎建設に関する特別委員長より、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出があり、全会一致で可決しました。

※本庁舎建設に関する特別委員会の審査概要については、8ページに掲載しています。

**意見を採択**

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金特例措置の期間延長に関する意見書提出に関する請願を採択しました。

**意見書1件を可決**

地方自治法第99条の規定により提出した意見書は、次のとおりです。

**新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金特例措置の期間延長を求める意見書**

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣